

喀痰吸引制度についてよくある質問

令和2年12月9日
広島県医療介護人材課

■ 1 制度全般に関すること

区分	質問	回答
制度	・実地研修を修了すれば、すぐに喀痰吸引等を実施できるのか。	× ⇒研修修了のみでは不可です。研修修了後、居住地の都道府県へ申請し、「認定特定行為業務従事者」認定証の交付を受けることが必要となります。また、このことに加え、喀痰吸引等を実施しようとする職員が勤務する施設・事業所が「登録特定行為事業者」として登録されており、その職員が従事者名簿に登録されている必要があります。
制度	・看護師の資格を持ち介護職員として従事している者が、喀痰吸引等を行うことはできるか。	○ ⇒介護職員で看護師又は准看護師資格を持つ者が喀痰吸引等を行う場合は、喀痰吸引等研修を受講し認定を受ける必要はありません。ただし、勤務先の施設・事業所が「登録特定行為事業者」として登録されており、その職員が従事者名簿に登録されている必要があります。
指示書	・指示書の指示期間を過ぎたら、再度医師に発行を依頼する必要があるか。 ・その場合、計画書や同意書についてはどうか。	○ ⇒指示書の有効期間は原則として 最長6か月 であり、指示の内容に変更がある際にはその都度、利用者の状態等に変化等がなく指示の内容が変わらない場合であっても6か月ごとに、医師から指示書を発行してもらう必要があります。⇒指示内容に変更がある際には、計画書やケアプランの変更を行うとともに、変更点について利用者への説明と同意を行う必要があります。
指示書	・同一の対象者について、2つ以上の登録事業者が行為を行う場合、それぞれの事業者の協力医が別々に指示書を出すことは可能か。	× ⇒指示書は、原則として対象者の主治医に発行を依頼する。2つ以上の登録事業者が同一の対象者に医療的ケアを行う場合、指示書の宛名を連名として共有することができます。

■ 2 研修及び登録研修機関に関すること

区分	質問	回答
喀痰吸引	・介護職員が、歯ブラシに吸引器がついている装置で口腔ケアを行うことはできるか。	△ ⇒重度の歯周病等がない場合の日常的な口腔内の刷掃・清拭を目的として、介護職員が歯科医師や歯科衛生士等から十分な指導を受けた後に、吸引チューブ付きの歯ブラシを使用することは可能です。（ただし、喀痰吸引を目的とする場合の使用は不可です）。
気管カニューレ	・介護職員が、気管カニューレのガーゼの交換を行うことはできるか。	△ ⇒明確な基準はないが、交換の際にひもが外れたりすると危険な行為でもあるため、基本的には家族もしくは医療従事者が行なうことが望ましいです。
気管カニューレ	・利用者が気管カニューレを取り「永久気管孔」になると、1号研修を修了していても、介護職員では吸引ができないのか。	○ ⇒お見込みのとおりです。1号研修修了の介護職員が可能な行為はあくまで「気管カニューレ内部」の吸引となるため、「永久気管孔」は不可となります。医師の指示の下、看護師又は准看護師等の医療従事者が実施する必要があります。
経管栄養	・経管栄養を実施する際、栄養剤に薬剤を注入する行為は問題ないか。	△ ⇒栄養剤への薬剤の注入は、研修の範囲に含まれておらず、介護職員は原則実施できません。ただし、一定の要件を満たすことが医療従事者により確認できれば可となる場合もあるため、個別に県に相談してください。

R2.12.9 修正

■ 2 研修及び登録研修機関に関すること（続き）

区分	質問	回答
経管栄養	・介護職員が、胃ろう挿入部に汚れ防止として挿入されている「こよりティッシュ」を交換できるか。	△ ⇒安全委員会において、医師、看護職員と交換作業のプロトコルや緊急時連絡方法等のマニュアルを整理したうえで実施可能（交換の際に分泌物や出血のリスクあり）です。計画書や報告書にも反映させてください。
経管栄養	・栄養剤のセットは看護職員の役割と認識しているが、注入終了後のイリゲーターの除去や片づけは介護職員が行うことができるか。	△ ⇒異状発見時は看護職員等に連絡する等の連携状況下なら実施可能です。なお、注入開始が制限されているのは経過措置による認定者のみです。
経管栄養	・「胃ろうによる経管栄養（チューブの接続及び注入開始を除く）」の認定内容において、注入完了後、経管栄養チューブと栄養点滴チューブをはずすことは可能か。	○ ⇒可能です。
人工呼吸器	・認定特定行為業務従事者である介護職員が喀痰吸引を行う際、利用者の人工呼吸器の着脱を行ってもよいか。	○ ⇒喀痰吸引を行う一連の過程に必要な行為として、実施可能です（ただし、喀痰吸引を目的としない着脱は不可です）。
人工呼吸器	・気管カニューレ内部の吸引を行っていた対象者（在宅）が、人工呼吸器を装着した。3号研修では、人工呼吸器の有無に関して認定内容の差異はないが、実地研修の評価表は異なっている。研修を履修し直すべきか。	× ⇒改めての研修受講は必要ありません。該当の評価票を用いたOJT研修で対応してください。
研修機関	・登録研修機関の登録は、医療機関も可能か。	○ ⇒可能である。ただし、医療機関において実地研修を実施する場合は、介護療養病床、介護医療院など対象者の状態が比較的安定している施設で研修を行うこと。（※一般病床、医療療養病床、地域包括ケア病床は、3号研修において、要件を満たす場合のみ実施可。詳細は県へ要相談）
研修機関	・「喀痰吸引等研修指示書」は必ず必要なものか。	○ ⇒必ず必要です。「喀痰吸引等研修指示書」は、介護職員等による対象者への特定行為の研修が実施できると医師が判断した場合に、指導看護師に対して発行されるものです。また、「介護職員等喀痰吸引等指示書」は、研修を修了し認定を受けた介護職員等が、対象者への特定行為の実施ができると医師が判断した場合に、当該介護職員等が所属する事業所に指示を行うものであり、それぞれ使用する目的が異なるものです。
研修機関	・講師就任承諾書の宛名が、前任の代表者の名前になっても、有効か。	○ ⇒有効です。
研修機関	・筆記試験再試験の上限回数等は業務規程に盛り込むべきか。	○ ⇒研修実施委員会で内容決定のうえ、筆記試験事務規程に明記しておくことが望ましいです。ただし、受講者にはあらかじめ説明が必要です。
研修機関	・研修修了証明書の発行について、現在は法人代表者印を押印しているが、施設長の印でも問題ないか。	○ ⇒施設が登録研修機関となっていれば、施設長（登録研修機関の長）の印で差し支えありません。

R1.7.8修正

R1.10.4追加

■ 3 認定特定行為業務従事者に関すること

区分	質問	回答
経過措置	・経過措置で認定特定行為従事者認定証の交付を受けた者についても、最終的に「喀痰吸引等研修」を受ける必要があるのか。	△ ⇒経過措置により認定される行為のみを行う場合は、改めて研修を受講する必要はありません。 ただし、経過措置の範囲を超える行為を行う場合は、研修の受講が必要となります。
経過措置	・経過措置による認定証を持っている者が第1号（または第2号）研修を受講する際は、50時間すべての講習を受講しなければならないか。	○ ⇒50時間すべての講義の受講が必要となります。 ただし、口腔内のたん吸引については、演習及び実地研修は免除可能となる場合があります（受講する研修機関に確認すること）。
経管栄養	・他県で1号研修を修了し、認定証に記載はないが半固形の栄養剤による経管栄養を実施していた職員について、広島県でも同様に実施することは可能か。 ・可能であれば、どんな確認が必要か。	○ ⇒半固形の栄養剤による経管栄養の実地研修を修了している場合、従事者名簿の変更に伴う届出の際、そのことを確認できる書類（研修修了証、評価表、修了を証明する書類等）を認定証の写しとあわせて提出してください。その内容確認をもって、広島県でも実施可とします。 実地研修を未実施の場合は、追加での研修受講が必要となります。
認定証	・「住民票の写し」は、特定の者（第3号研修）に係る従事者認定証交付申請においても、申請の都度、取得する必要があるか。	△ ⇒「住民票の写し」は原則、原本の提出が必要となります。 しかし、特定の者（第3号研修）に係る申請については、利用者ごとに必要となり、申請頻度が高いことから、同一従事者の2回目以降の申請において、 <u>1年以内に取得した住民票に記載の住所氏名に変更のない場合は「住民票の写し」のコピーでも可</u> とします。
認定証	・結婚等で姓や住所が変わった場合の手続きは、どのようにすればよいか。	⇒「認定特定行為業務従事者認定証変更届出書」（様式3）に ・認定証（原本） ・変更前後の内容のわかる公的書類（改姓の場合：戸籍抄本、住所変更の場合：住民票の写し いずれも原本、もしくは運転免許証の裏書のコピー等）を添付して、県へ届け出てください。
認定証	・所定の研修等を修了し、県から認定特定行為従事者認定証の交付を受けた者は、従事する施設や事業者が変わっても、認定された特定行為を実施可能か。	○ ⇒県から交付された認定証については、その認定証の範囲内であれば、従事する施設や事業所が変わっても有効です。ただし、特定行為を実施するためには、異動した施設や事業所が「登録特定行為事業者」として登録されており、その職員が従事者名簿に登録されている必要があります。また、その事業者において未登録の行為を行いたい場合は、事業者の更新手続きが必要となります。
認定証	・広島県で研修を修了し認定証の交付を受けた後、県外へ移住した場合でも、認定証は有効か。	○ ⇒認定を受けた都道府県以外でも有効です。 なお、氏名や住所等、認定内容に変更が生じた場合、移住した都道府県ではなく、当初認定を受けた都道府県に届け出てください。

R2.3.31修正

■ 4 登録特定行為事業者に関すること

区分	質問	回答
安全委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・安全委員会の設置について、複数の事業所（施設）を所有している法人であって各事業所において実地研修を行う場合、各事業所での委員会設置が必要か。 ・法人単位での委員会設置でもよいか。 	<p>○/△</p> <p>⇒事業所（施設）ごとに関係者が異なるため、各事業所（施設）ごとに委員会を設置する必要があります。 ⇒法人として方針や課題、対応を共有化するために必要な人材（協力医・研修統括者等）を各安全委員会の共通メンバーとすることは可能です。</p>

■ 5 その他

区分	質問	回答
リハ職	<ul style="list-style-type: none"> ・理学療法士、作業療法士、言語聴覚士（以下、リハ職という）、臨床工学技士は、喀痰吸引を行うことができるのか。 	<p>○</p> <p>⇒リハ職及び臨床工学技士は、その資格により喀痰吸引（口腔内、鼻腔内、気管カニューレ内部）が実施できます。 ただし、①訓練等の際に実施するものであること、②医師の指示があること、③必要な教育・研修を受けていること、など一定の条件があります。 なお、胃ろう又は腸ろうによる経管栄養及び経鼻経管栄養については、実施できません。</p>